

平成26年度

都市計画局運営方針

京都市都市計画局

目 次

■ 都市計画局の役割・目標	1
■ 総括表	2
■ 平成26年度の重点施策・事業の概要	4
■ 持続可能な行財政の確立や一層信頼される 市役所づくりに向けた取組	11
■ 予算	13

都市計画局の役割・目標

本市では、市民の皆様をはじめ、さまざまな関係者の皆様と行政とが夢と希望、危機感と責任を共有し、役割分担し共に汗する「共汗型計画」として、平成22年12月に、第2期目の京都市基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン」（以下「京プラン」という。）を策定しました。さらに、平成23年度には、この「京プラン」に掲げる重点戦略と行政経営の大綱を推進するための「実施計画」を策定しました。

都市計画局は、実施計画等に基づき、また、京都の未来を創るまちづくりを担う局として、「歩くまち・京都」の実現を目指す交通政策をはじめ、民間建築・公共建築ともに市民の皆様のいのちとくらしを守る建築行政、京都のすまい・まちづくりを支える住宅政策、更には、歴史都市・京都にふさわしい景観の保全と創造を目指す景観政策、既存の公共交通を生かすコンパクトで活力あふれる都市を目指す都市づくり、近年課題となっている空き家対策の推進など、非常に多岐にわたる政策を推進しています。

平成26年度は、実施計画3年目の年として、以下に掲げる施策・事業を全力で取り組むことにより、誰もが50年後、100年後も「日本に京都があって良かった」、「京都に住んでいて良かった」と実感していただける、魅力あふれる京都のまちづくりに取り組んでまいります。

～ 重点方針 ～

ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現

平成22年1月に策定した『「歩くまち・京都」総合交通戦略』に基づき、既存公共交通の再編強化、快適な歩行空間の確保や公共交通の優先化、ライフスタイルの転換を図ることにより、過度なクルマ中心社会からの脱却を図り、低炭素社会にふさわしい、ひとと公共交通を優先する、「歩くまち・京都」の実現を目指します。

市民のいのちとくらしを守る安心・安全のまちづくり

「京都市空き家等の活用・適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「活用・流通の促進」、「適正管理」などの空き家対策に総合的に取り組みます。また、密集市街地・細街路対策を推進するとともに、民間建築物の耐震化促進や住宅セーフティネットの機能充実、更には、災害時における京都府周辺地域の帰宅困難者対策を進め、市民のいのちとくらしを守る、安心・安全のまちづくりを進めます。

個性と活力あふれるまちづくり

既存の公共交通を生かすコンパクトな活力あふれる都市づくりを進めます。また、らくなん進都や崇仁地域における取組を一層推進するとともに、新たに楽只・鷹峯市営住宅の団地再生を公民協働で取り組み、個性と活力あふれるまちづくりを進めていきます。

歴史・文化都市の創性

京都の町並みにふさわしい屋外広告物の誘導や違反屋外広告物対策を推進します。また、世界遺産等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観の保全に取り組むとともに、歴史的建築物の保存・活用を進めます。更には、山紫水明の自然景観や多様な景観資産を保全・再生・創出することにより、都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛されるまちであり続けることを目指します。

低炭素・循環型まちづくり

住宅の省エネルギーフォームを支援するなど、既存ストックの有効活用と低炭素化の融合を進めるとともに、伝統的な京町家の知恵と現代の技術を融合した「平成の京町家」を普及・促進する等により、環境にやさしい都市づくりを進めていきます。

■ 平成26年度 都市計画局運営の総括表

重点方針		平成26年度重点取組			計画・条例等	所属等
		取組名	取組内容			
人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現	1	「歩いて楽しいまいまちなか戦略」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四条通におけるタクシキー及び荷捌き車両等の整序化システムの導入 ・ 歴史的都心地区における交通環境改善、交通まちづくりの推進 など 	「歩くまち・京都」総合交通戦略	歩くまち京都推進室	
	2	「歩いて楽しいまいまちなかゾーン」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的都心地区に隣接する南側エリア及び西側エリアの出入口に「ゾーン」を明示する看板の設置 			
	3	「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大路通の道路予備設計の実施（前年度からの継続） ・ 関係機関との協議及び地域住民への説明 			
	4	駅等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体構想の進ちょく管理 ・ 重点整備地区のうち、桃山地区、阪急嵐山地区、松尾大社地区及び上桂地区における「移動等円滑化基本構想」の策定に向けた検討 ・ 太秦駅、J R藤森駅（以上、J R西日本）、深草駅（京阪）及び西院駅（阪急・京福）のバリアフリー化整備に補助金を交付 ・ 京都駅（J R東海）への可動式ホーム柵の整備及び二条駅（J R西日本）への内方線付き点状ブロックの整備に補助金を交付 			
	5	京都駅南口駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事業者、施設管理者、関係機関等により構成される「京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議」において、乗降場等の管理・運用方法について検討 			
	6	京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）の設立及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）の設立及び運営 			
	7	京都のまちの活力を高める公共交通の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「10年後の京都の公共交通のあるべき姿」の実現に向けた、解決すべき課題の抽出とその解決策の検討 			
	8	観光地等における自動車流入抑制策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地等における自動車流入抑制策の検討及び実施 			
	9	バス利用促進等総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスロケーションシステム及びICカードシステムを導入するバス事業者の車載機器等の設置に対する補助金の交付 			
	10	J R奈良線高速化・複線化第二期事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良線複線化の第二期事業を推進するため、J R西日本が実施する環境影響評価及び鉄道設計に補助金を交付 			
市民のいのちとくらしを守る安心・安全のまちづくり	11	空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家に関する市民の皆様や知識を高めるための普及・啓発 ・ 空き家に関する相談等への助言・提案を行う官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備 ・ 地域連携型空き家流通促進事業の拡充 ・ 空き家の活用を促進するための改修助成制度の創設やモデル事業の実施 ・ 条例に基づき指導演等の適正管理対策の実施 	京都市都市計画マスタープラン 京都市住宅マスタープラン 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例	まち再生・創造推進室 まち再生・創造推進室	
	12	歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東山区六原学区をはじめ、平成25年度までに着手した6学区において、継続して取組を推進 ・ 上記6学区以外に、新たに2地区を選定し取組に着手 ・ 地域の防災性向上を図るための助成事業の創設 	歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針	まち再生・創造推進室	
	13	細街路対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 袋路等の避難安全性を向上させるための助成事業の充実 ・ 歴史的な町並みを継承しつつ、建替え等を誘導させる「新たな道路指定制度」を活用する際に活動支援を実施するとともに、制度普及のため手引書を作成 	細街路対策指針	まち再生・創造推進室 建築指導課	
	14	民間建築物の耐震化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が利用する建築物の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修の支援、並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正内容等に関する普及啓発 ・ 木造住宅・京町家等耐震改修助成事業、分譲マンション耐震改修助成事業の充実 	京都市建築物耐震改修促進計画	建築安全推進課	
	15	ターミナルにおける防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地成合同避難訓練（災害图上訓練）の実施 ・ 帰宅困難者の避難誘導及び一時滞在施設等の開設、運用等に必要となる資器材の配備 	京都駅周辺地域都市再生安全確保計画	まち再生・創造推進室	

平成26年度重点取組				
重点方針	取組名	取組内容	計画・条例等	所属等
市民のいのちとくらしを守る安心・安全のまちづくり	16 市営住宅ストック総合活用事業	・市営住宅団地再生事業（鈴塚、八条、樂只市営住宅） ・市営住宅耐震改修等改善事業（西野山、醍醐南、櫻原、山ノ本市営住宅など）	京都市市営住宅ストック総合活用計画	すまいまちづくり課
	17 分譲マンションの管理支援	・要支援マンションの再生を支援する非営利団体等を公募し、その支援活動に対して2年間を限度として補助を実施	京都市住宅マスタープラン	住宅政策課
	18 戦略的な都市機能の配置・誘導を目指した土地活用等の見直し	・公共交通拠点周辺における地域地区等の見直しに向けた都市計画手続の実施 ・ものづくり産業等を支援する都市計画手法の活用に向けた都市計画手続の実施	京都市都市計画マスタープラン	都市計画課
個性と活力あふれるまちづくり	19 らくらく進都のまちづくりの推進	・「らくらく進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」に基づき今後のまちづくりの取組方針の検討 ・企業立地の促進や緑化を推進する助成事業の実施 ・脆弱である東西方向の公共交通の中でも丹波橋駅等と地区を結ぶ実行性の高い新しい新たな公共交通手法の検討・調査 など	らくらく進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム	まち再生・創造推進室
	20 新たな崇仁地域のまちづくりの推進	・土地地区整理事業の施行区域の拡大、崇仁市営住宅（21～27棟）の移転建替え計画の策定、及びこれらに伴う住宅地区改良事業計画の変更 ・市民、民間事業者、NPO、京都市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援	住宅地区改良法 土地地区画整理法 はばたけ未来へ！京プラン （京都市基本計画）	すまいまちづくり課
	21 樂只・鷹峯市営住宅団地再生プロジェクト	・土地利用計画の策定に向けた基礎調査 ・市営住宅の空き店舗等を活用し、地域や大学等と連携した新たな賑わいづくり ・高齢化対策の一環として、市営住宅の空き住戸を活用した学生向けシェアハウス事業の実施	京都市市営住宅ストック総合活用計画	すまいまちづくり課
歴史・文化都市の創生	22 屋外広告物の適正化の推進	・顕著な違反に対し行政代執行も視野に入れた是正指導の強化 ・是正促進のための市民・事業者に対する周知啓発の強化 など	京都市景観計画 京都市屋外広告物等に関する条例	屋外広告物適正化推進室
	23 歴史的景観の保全に関する検証	・世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検及び良好な景観を保全するための措置の検討 ・景観重要建造物等への指定候補リストの作成	京都市景観計画	景観政策課
	24 景観重要建造物の指定対象の拡充	・従来の京町家に加え、新たに寺社や近代建築物等について景観重要建造物への指定を実施 ・景観重要建造物の修理、修景工事に対する助成上限額を増額	京都市景観計画	景観政策課
	25 歴史的建築物の保存・活用の推進	・「保存活用計画」作成に要する費用の助成制度を創設 ・「保存活用計画」について専門家の意見聴取及び意見を反映させるための体制整備 ・地震や火災に対する安全性等が確保でき、汎用性のある代替措置等についての調査研究	京都市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例	建築指導課
	26 古都三山保全・再生事業	・「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」の普及・啓発 ・市民参加による森づくり活動の実践 ・本市所有の急な斜面地における対策工事の実施設計	京都市景観計画	風致保全課
	27 既存住宅の省エネリフォーム等への支援	・既存住宅の省エネリフォームに対する助成制度の創設 ・産官協働による住宅リフォームを推進する体制の構築	京都市住宅マスタープラン 京都市エネルギー政策推進のための戦略	住宅政策課
	28 平成の京町家普及・促進事業	・認定制度及び補助制度の実施 ・「平成の京町家コンソーシアム」と連携した普及啓発活動を実施 など	京都市住宅マスタープラン	住宅政策課
29 環境への配慮や安全性の確保をめざした公共建築物の適切な維持修繕、長寿命化の推進	・施設管理者に対する情報提供、技術支援 ・庁舎等の市有建築物を良好な状態に保つための維持修繕	公共施設マネジメント基本方針	整備支援課	

平成26年度は、都市計画局では、実施計画の重点戦略等に基づき、次の施策・事業を重点的に取り組みます。

1 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現

1 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進

歩くまち京都推進室

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通で囲まれた地区をいう。）を中心とした「まちなか」において、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進します。

<平成26年度の実施内容>（※建設局が実施する四条通の歩道拡幅整備とも連携）

- ・ 四条通におけるタクシー及び荷捌き車両等の整序化システムの導入
- ・ 歴史的都心地区における交通環境改善、交通まちづくりの推進 など

2 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進

歩くまち京都推進室

歩道整備が困難な都心の細街路において、安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、幹線道路に囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」と設定し、都市計画局と建設局等が連携して、ゾーン対策（車道幅員の狭小化、自転車通行部分の明示、ゾーン出入口の看板設置）を実施します。

<平成26年度の実施内容>

- ・ 歴史的都心地区に隣接する南側エリア及び西側エリアの出入口に「ゾーン」を明示する看板の設置

3 「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業

歩くまち京都推進室

東山地区を南北に縦貫し、東山区民の生活道路として、多くの人や車が行き交う東大路通において、現在の道路幅員の中で、歩行者が安心・安全、そして快適に通行することのできる空間の確保を最優先にして、車線数の減少等も含めた道路空間の再構成を検討し、「環境」、「景観」、「地域コミュニティ」、「観光振興」等の視点からも「歩いて楽しい東大路」を目指します。

<平成26年度の実施内容>

- ・ 東大路通の道路予備設計の実施（前年度から継続）
- ・ 関係機関との協議及び地域住民への説明

4 駅等のバリアフリー化の推進

歩くまち京都推進室

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できる社会の実現に向け、平成23年度に策定した「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づき、年次目標の平成32年度までに駅等のバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進します。

<平成26年度の実施内容>

- ・ 重点整備地区のうち、桃山地区、阪急嵐山地区、松尾大社地区及び上桂地区における「移動等円滑化基本構想」の策定に向けた検討
- ・ 太秦駅、JR藤森駅（以上、JR西日本）、深草駅（京阪）及び西院駅（阪急・京福）のバリアフリー化整備に補助金を交付
- ・ 京都駅（JR東海）への可動式ホーム柵の整備及び二条駅（JR西日本）への内方線付き点状ブロックの整備に補助金を交付

5 京都駅南口駅前広場の整備

歩くまち京都推進室

本市最大のターミナル駅である京都駅の南口駅前広場について、交通結節機能の向上や、安全で快適な歩行者空間の創出等に取り組むことにより、国際文化観光都市である「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい駅前広場の整備を推進します。

＜平成26年度の実施内容＞（※建設局が実施する整備工事とも連携）

- ・ 交通事業者、駅施設管理者、関係機関等により構成される「京都駅南口駅前広場エリアマネジメント会議」において、乗降場等の管理・運用方法について検討

6 京都未来交通イノベーション研究機構(仮称)の設立及び運営

歩くまち京都推進室

人と物の安全で快適な移動を実現するため、京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）を設立し、産学公の連携により、交通に関する様々な情報を収集・統合するなど、ICT（情報通信技術）等の活用により、交通分野の研究開発から実用化検討を行います。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）の設立及び運営

7 京都のまちの活力を高める公共交通の検討

歩くまち京都推進室

既存公共交通を再編強化し、利便性の向上を図るとともに、公共交通のあり方を構築すべきエリアにおいて、ユニバーサルデザイン性、高い速達性、定時性と需要に見合った輸送力を併せ持ったLRTやBRTの導入等、地域特性を踏まえた新しい公共交通の導入の実現に向けた検討を行います。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 「10年後の京都の公共交通のあるべき姿」の実現に向けた、解決すべき課題の抽出とその解決策の検討

8 観光地等における自動車流入抑制策の検討

歩くまち京都推進室

地域の特性に応じた道路の使い方を検討するとともに、通過交通の抑制をはじめとした自動車利用の抑制策を推進するため、平成25年度に実施した自動車流入抑制策の検討成果を踏まえ、観光地等における自動車流入抑制策の検討と対策に取り組みます。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 観光地等における自動車流入抑制策の検討及び実施

9 バス利用促進等総合対策事業

歩くまち京都推進室

公共交通の利用促進を図るため、リアルタイムなバス運行状況の提供が可能となるバスロケーションシステムを導入する事業者に対し補助を行います。

また、平成25年3月から10種類の交通系ICカードの全国相互利用サービスが開始され、バスや鉄道を同一のICカードを使用して乗車することが可能となったことから、利便性向上のためICカードシステムを導入する事業者に対しても補助を行います。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ バスロケーションシステム及びICカードシステムを導入するバス事業者の車載機器等の設置に対する補助金の交付

10 JR奈良線高速化・複線化第二期事業

歩くまち京都推進室

京都府の縦貫幹線鉄道を構成するJR奈良線については、ダイヤ改正など、利便性・快適性の向上が図られてきましたが、全延長34.7kmのうち26.5kmは単線であり、今後、京都府南部地域の発展や沿線住民の皆様の利便性向上のため、奈良線複線化を更に促進します。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 奈良線複線化の第二期事業（整備延長：14km、整備区間：JR藤森～宇治他）を推進するため、JR西日本が実施する環境影響評価及び鉄道設計に補助金を交付

2 市民のいのちと暮らしを守る安心・安全のまちづくり

11 空き家対策の推進

まち再生・創造推進室

平成25年12月に制定した「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「活用・流通の促進」、「適正管理」等の空き家対策を総合的に推進するため、官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備、まち再生や地域活性化に資する空き家の活用を促進するための取組等を実施します。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 空き家に関する市民の皆様の意識や知識を高めるための普及・啓発
- ・ 空き家に関する相談等への助言・提案を行う官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備
- ・ 地域連携型空き家流通促進事業の拡充
- ・ 空き家の活用を促進するための改修助成制度の創設やモデル事業の実施
- ・ 条例に基づく指導等の適正管理対策の実施

12 歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進

まち再生・創造推進室

密集市街地や袋路等の細街路において、防災性、住環境の向上を図るため、密集市街地対策等の取組方針に基づき、地域の皆様と行政が一体となって防災まちづくりに取り組みます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 東山区六原学区をはじめ、平成25年度までに着手した6学区において、継続して取組を推進
- ・ 上記6学区以外に、新たに2地区を選定し取組に着手
- ・ 地域の防災性向上を図るための助成事業の創設（老朽化した木造建築物の除却費用に対する助成、地域住民等が共同して利用管理する防災上有効な広場等の整備費用に対する助成、避難経路等に面する危険ブロック塀等の改善費用に対する助成）

13 細街路対策事業

まち再生・創造推進室、建築指導部建築指導課

細街路対策指針に基づき、歴史都市京都の特性を活かしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを推進するため、既存の助成事業を拡充するとともに、更なる都市防災性の向上を図るため、新たな道路指定制度の活用を図るための活動支援等を行う。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 袋路等の避難安全性を向上させるための助成事業の充実（狭あい道路整備の助成対象の拡充、袋路の防災性を高める工事に対する助成上限額の引上げ等）

- ・ 歴史的な町並みを継承しつつ、建替え等を誘導させる「新たな道路指定制度」を活用する際に活動支援を実施するとともに、制度普及のため手引書を作成する。

14 民間建築物の耐震化対策

建築指導部建築安全推進課

東日本大震災を受け、本市においても建築物の耐震化が急務となる中、平成25年5月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐促法」）が改正され、同年11月に施行されたことも踏まえて、京都市建築物耐震改修促進計画に掲げる平成27年度末における耐震化率90%の目標達成に向けて、更なる耐震化に取り組みます。

＜平成26年度の取組内容＞

（耐促法改正を受けた取組）

- ・ 不特定かつ多数の者が利用する建築物の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修の支援
 - ・ 耐促法改正や新たな補助制度等に関する普及啓発
- （住宅の耐震化対策（充実分））
- ・ 木造住宅・京町家等耐震改修助成（一定の要件を満たす建物等について耐震改修と防火改修を行う場合に補助額を増額）
 - ・ 分譲マンション耐震改修助成（補助対象の拡充）

15 ターミナルにおける防災対策の推進

まち再生・創造推進室

大規模災害時に、多くの帰宅困難者の集中が見込まれる京都駅周辺地域の対策を進めるため、平成25年12月に作成された「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、関係機関と駅周辺の事業者等が主体となって帰宅困難者支援の初期対応体制を構築するとともに、対策の充実に取り組みます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 地域合同避難訓練（災害図上訓練）の実施
- ・ 帰宅困難者の避難誘導及び一時滞在施設等の開設、運用等に必要となる資器材の配備

16 市営住宅ストック総合活用事業

住宅室すまいまちづくり課

「京都市市営住宅ストック総合活用計画」では、市営住宅の建替えを基本としたフロー重視の考え方から、「しっかりと手入れして、長く大切に使う」というストック重視の考え方に転換しており、既存市営住宅の長期活用を基本に、建替えは効率性や政策効果を総合的に勘案して最小限に抑えつつ、既存住棟の適切な維持管理と改善を進めます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 市営住宅団地再生事業（鈴塚、八条、樂只市営住宅）
- ・ 市営住宅耐震改修等改善事業（西野山、醍醐南、榎原、山ノ本市営住宅など）

17 分譲マンションの管理支援

住宅室住宅政策課

分譲マンションが良質なストックとして、適正に修繕・改修や維持管理がなされるよう、マンションの管理組合を支援します。また、建物が経年劣化し、管理組合が機能していない要支援マンションに対し、非営利団体の職員等を管理組合の役員等として派遣し、再生を図ります。

＜平成26年度の取組内容（充実分）＞

- ・ 要支援マンションの再生を支援する非営利団体等を公募し、その支援活動に対して2年間を限度として補助を実施

3 個性と活力あふれるまちづくり

18 戦略的な都市機能の配置・誘導を目指した土地利用等の見直し

都市企画部都市計画課

既存の公共交通を生かすコンパクトな活力あふれる都市づくりを目指して、都市計画マスタープランに基づき、都市計画手法を積極的に活用し、公共交通拠点周辺への都市機能の集積に向けた土地利用を誘導するとともに、ものづくり産業等の支援を行います。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 公共交通拠点周辺における地域地区等の見直しに向けた都市計画手続の実施
- ・ ものづくり産業等を支援する都市計画手法の活用に向けた都市計画手続の実施

19 らくなん進都のまちづくりの推進

まち再生・創造推進室

京都の都市活力を支える南部地域の先導地区である「らくなん進都」のまちづくりを進めるために、住民・企業にとって快適で良質な都市環境の創出、更なる企業集積、利便性の高い公共交通ネットワークの構築等を進めます。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 「らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム」に基づく今後のまちづくりの取組方針の検討
- ・ 企業立地の促進や緑化を推進する助成事業の実施（緑化助成は充実）
- ・ 脆弱である東西方向の公共交通の中でも丹波橋駅等と地区を結ぶ実行性の高い新たな公共交通手法の検討・調査 など

20 新たな崇仁地域のまちづくりの推進

住宅室すまいまちづくり課

崇仁地区将来ビジョンの実現に向け、住宅地区改理事業の早期完了を目指します。また、新たな展開として、創造的な人材が集まる核となる施設としての京都市立芸術大学の移転整備に向け、各種計画を策定するとともに、市民、民間事業者、NPO、京都市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援を行うことにより、京都全体のまちづくりに貢献する個性豊かで魅力的なまちづくりを進めます。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 土地地区画整理事業の施行区域の拡大、崇仁市営住宅（21～27棟）の移転建替え計画の策定、及びこれらに伴う住宅地区改理事業計画の変更
- ・ 市民、民間事業者、NPO、京都市立芸術大学などの多様な主体が参加したエリアマネジメントの構築支援

21 楽只・鷹峯市営住宅団地再生プロジェクト

住宅室すまいまちづくり課

楽只・鷹峯市営住宅については、広域的な視野で地域力を高めるまちづくりに向けて、住棟や敷地の有効活用等の団地再生事業に取り組んでいくこととしています。このため、広く地区外からも多様な人材の参画を得て、民間活力を導入した魅力あるまちづくりを進めます。

＜平成26年度の実施内容＞

- ・ 土地利用計画の策定に向けた基礎調査
- ・ 市営住宅の空き店舗等を活用し、地域や大学等と連携した新たな賑わいづくり
- ・ 高齢化対策の一環として、高齢者と学生の世代間交流や自治会活動の活性化を図るため、市営住宅の空き住戸を活用した学生向けシェアハウス事業の実施

4 歴史・文化都市の創生

22 屋外広告物の適正化の推進

屋外広告物適正化推進室

屋外広告物を表示する市民・事業者の皆様に、屋外広告物制度をしっかりと御理解いただくとともに、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに屋外広告物の適正化を目指し、京都にふさわしい優れた広告物を普及促進していくため、「屋外広告物制度の定着促進」、「是正のための指導の強化と支援策の充実」、「京都にふさわしい広告物の普及促進」の取組を3本柱として、平成24年度から屋外広告物対策を抜本的に強化しています。

平成26年度は、9月以降の屋外広告物規制の本格実施を目前に控え、一層の取組強化を進めます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 顕著な違反に対し行政代執行も視野に入れた是正指導の強化
- ・ 是正促進のための市民・事業者に対する周知啓発の強化 など

23 歴史的景観の保全に関する検証

都市景観部景観政策課

京都の歴史的な景観を形成している重要な要素である世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検を行い、良好な景観を保全するために必要な措置を検討するとともに、景観重要建造物（※）等への指定候補リストを作成することで、世界の人々を魅了し続ける京都の景観づくりを進めます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 世界遺産、寺社及び近代建築物等とその周辺の景観に関する総点検及び良好な景観を保全するための措置の検討
- ・ 景観重要建造物等への指定候補リストの作成

〔※ 景観重要建造物への指定

歴史的な町並み景観を保全するため、外観が景観上の特色を有し、京都の景観を形成するうえで重要な構成要素となる建造物について、景観法に基づき、景観重要建造物に指定することで、その建造物の現状の形状変更の制限や所有者に対する保全義務を課すもの

〕

24 景観重要建造物の指定対象の拡充

都市景観部景観政策課

歴史都市・京都の景観を形成するうえで、重要な構成要素となる寺社や近代建築物等の建造物を積極的に景観重要建造物に指定するとともに、景観を維持するために必要な修理、修景工事に対する助成上限額を引き上げることで、これらの建造物の保全、継承を図り、良好な景観の形成につなげます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 従来京町家に加え、新たに寺社や近代建築物等について景観重要建造物への指定を実施
- ・ 景観重要建造物の修理、修景工事に対する助成上限額を増額

25 歴史的建造物の保存・活用の推進

建築指導部建築指導課

「京都市歴史的建造物の保存及び活用に関する条例」により、現行の建築基準法では増築等が困難であった景観的、文化的に重要な建築物について、安全性を確保しながら保存・活用を進めるため、条例上必要となる「保存活用計画」の作成を支援するとともに、専門家の意見を聴く体制を整備します。併せて、当条例の対象拡大に向けた調査研究を行います。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 「保存活用計画」作成に要する費用の助成制度を創設
- ・ 「保存活用計画」について専門家の意見聴取及び意見を反映させるための体制整備
- ・ 地震や火災に対する安全性等が確保でき、汎用性のある代替措置等についての調査研究

26 古都三山保全・再生事業

都市景観部風致保全課

三方の山々の美しい景観を保全・再生するため、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を普及・啓発するとともに、「小倉山歴史的風土特別保存地区」内の本市所有地において、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林景観の再生や、良好な森林環境の維持に向けた作業路の整備などを進めます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」の普及・啓発
- ・ 市民参加による森づくり活動の実践
- ・ 本市所有の急な斜面地における対策工事の実施設計



(京都市の三山の風景)

5 低炭素・循環型まちづくり

27 既存住宅の省エネルギー等への支援

住宅室住宅政策課

本市における家庭部門のエネルギー使用量が増加していることから、既存住宅の断熱化などによる省エネ化を促進し、エネルギー消費量を削減するため、市民の皆様が利用しやすい既存住宅の省エネルギーに対する助成制度を創設します。併せて、市民の皆様への普及啓発や市内事業者への技術支援等を行うため、産官協働による住宅のリフォームを推進する体制を構築します。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 既存住宅の省エネルギーに対する助成制度の創設
- ・ 産官協働による住宅リフォームを推進する体制の構築

28 「平成の京町家」普及・促進事業

住宅室住宅政策課

伝統的な京町家の知恵と現代的な技術を融合した、京都の気候・風土・文化に根ざした環境配慮住宅である「平成の京町家」の普及・促進に取り組みます。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 認定制度及び補助制度の実施
- ・ 「平成の京町家コンソーシアム」と連携した普及啓発活動を実施 など



(「平成の京町家」イメージ)

29 環境への配慮や安全性の確保をめざした公共建築物の適切な維持修繕、長寿命化の推進 公共建築部整備支援課

市有建築物について、耐震化、省エネルギー化等のハード面の観点から、適切な維持修繕、長寿命化に係る事業化（予算化）に向けて施設管理者に情報提供及び技術支援を行い、計画的に修繕整備工事を推進することで、市有建築物の安全性の確保を図り、低炭素をめざした環境配慮建築物へ誘導するとともに、質の向上を図ります。

＜平成26年度の取組内容＞

- ・ 施設管理者に対する情報提供、技術支援
- ・ 庁舎等の市有建築物を良好な状態に保つための維持修繕

持続可能な行財政の確立や一層信頼される市役所づくりに向けた取組を進めます。

「京プラン」の「行政経営の大綱」に掲げる基本方針に基づき、都市計画局においても、持続可能な行財政の確立や一層信頼される市役所づくりを目指し、平成26年度は、次の具体的取組を積極的に推進します。

1 持続可能な行財政の確立

1 人件費分野における取組

実施計画では、今後、4年間で600人の人員を削減することとしており、都市計画局及び建設局を併せた土木部門においては、50人の削減を実施するよう示されております。今後も、メリハリをつけた効率的な執行体制の確保に努めます。

2 歳出分野における取組

市有建築物の最適な維持管理の推進

建物をできるだけ長期間使用できるように工夫し、建設から廃止・除却に至るまでの総費用の縮減と、維持修繕に要する費用の平準化を図ることや、不要な施設の転用など、保有する建築物を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組（公共施設マネジメント）を推進します。

平成26年度は、前年度に策定された「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、行財政局と連携して、公共建築物の詳細把握や分析を行い、施設別のカルテを作成するとともに、維持修繕すべき施設の優先順位付けを行います。また、基本方針を具体化する「公共施設マネジメント基本計画（仮称）（公共建築物編）」の策定に取り組みます。

3 歳入分野における取組

自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高め、足腰の強い財政を確立させるため、市営住宅使用料の徴収について強力に取り組んだ結果、平成24年度決算時点での徴収率は98.0%となり、「はばたけ未来へ！ 京プラン」で示した目標数値（平成27年度決算時点で97.6%）を前倒して達成しました。今後とも、更なる徴収率の向上を目指します。

2 一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成

1 組織の改革

都市計画局が直面している行政課題に的確かつ迅速に対応する組織改革を進めるとともに、市民サービスの向上と限られた行政資源の最大限の活用を両立させるための効率的な組織体制の整備をさらに進めます。

A 空き家対策、密集市街地・細街路対策等によるまちの再生と創造を推進する体制の構築

平成26年4月から新たに施行される「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づく空き家対策をはじめ、密集市街地対策、細街路対策等を総合的に実施する

ことにより、都市の安心安全を推進しつつ、京都らしい町並みや風情など、京都の魅力を最大限生かしたまちづくりに取り組むため、「まち再生・創造推進室」を設置し、体制の強化を図ります。

イ 京都のまちに相応しい広告景観を創造するための違反広告物に対する是正指導体制の強化

京都のまちに相応しい広告景観の実現に向け、歴史遺産周辺、主要ターミナル・幹線道路沿道等を重点取組エリアとして位置づけ、集中的に指導すると共に、景観支障が特に大きい違反広告物を表示している事業所に対して、行政代執行等の法的措置の実施を視野に入れた指導業務を迅速かつ強力に展開するための体制の強化を図ります。

ウ 違法開発等に対する違反指導を推進する体制の強化

大岩街道周辺地域等における違法な宅地造成や風致地区内における違反建築行為に対し、機動的かつ効率的な是正指導を実施することにより、災害に強い安全な宅地の保全や都市の自然的景観の維持、緑豊かな生活環境の形成を図るため、都市景観部風致保全課が所管する風致地区内における違反建築物等に対する指導業務を同部開発指導課に移管し、違法な開発行為に対する指導と合わせた一体的な違反指導を行うための体制の強化を図ります。

2 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づく取組の推進

都市計画局では、平成22年2月に職員が公共工事に係る収賄容疑により逮捕・起訴されるという事件が発覚し、市政に対する信頼を大きく失墜させる事態を招きました。

このため、収賄容疑事件対策委員会を立ち上げ、事件の全容に対して徹底した分析・調査を行い、これらに対する再発防止に向けた取組等を検討し、平成22年10月に「市有建築物の維持修繕工事等における収賄事件に係る調査報告書」として取りまとめました。

今後、職員が二度とこのような事件を起こすことのないよう、不祥事再発防止に向けて取り組むとともに、市民に信頼される行政運営を行うため、「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、コンプライアンス（法令順守）を職員の共通認識とし、組織文化として根付かせていきます。

また、市民全体の奉仕者であり、市民から信託された公務を遂行する者として、京都市職員には公務中はもちろん、公務外においても、高い倫理観が求められます。公務外における言動についても、市民からの信頼を失墜させることがないように、研修や職場の会議等において注意喚起や指導等を行い、高い倫理観を保持するため取組を推進し、組織文化として根付かせていきます。

＜これまで実施した取組＞

- ・ 公務員倫理の徹底については、不祥事例を題材にした研修を体系的、階層的に実施し、職員の意識啓発を図り、再発防止に向けて継続に取り組むとともに、工事に関する非公開情報の取扱いについても、万全を期すよう関係職員に更なる周知徹底を図りました。
- ・ 下請推奨の防止については、職員等に改めて周知徹底を図りました。
- ・ 平成25年度については、公務員倫理をテーマとして研修を実施しました。この他にも服務規律の徹底に関する所属長向け資料の作成及び配付や、都市計画局長による職場巡視及び訓示の実施等の取組を行いました。

＜平成26年度中に実施する取組＞

- ・ 所属長や職員を対象とした都市計画局主催のコンプライアンス研修や、都市計画局転入者研修における不祥事例を題材にした研修を実施するなど、引き続き不祥事が発生しない組織文化・風土の醸成に努めます。
- ・ 引き続き、下請推奨の防止については、職員に周知徹底を図ります。

■ 予算<都市計画局の一般会計予算の概要>

平成26年度の都市計画局の予算は、行財政局所管の人員費を除き一般会計で、140億円であり、京都市一般会計予算の1.90%を占めています。

歳 入		歳 出	
分担金及び負担金		都市計画	
行政代執行負担金、東日本大震災被災者支援負担金	66,500 千円	空き家対策推進事業、歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進、戦略的な都市機能の配置・誘導を旨とした土地利用等の見直しなど	406,322 千円
使用料及び手数料		風致美観	
市営住宅使用料、屋外広告物許可申請手数料 など	6,210,880 千円	歴史的景観の保全に関する検証事業、屋外広告物対策、歴史的風土特別保存地区内等の土地の買入れ、宅地安全対策 など	1,420,273 千円
国庫支出金		建築指導	
崇仁塩小路高倉新3棟（仮称）建設工事、歴史的風土特別保存地区内等の土地の買入れに係る国の負担金など	2,573,234 千円	民間建築物の耐震化対策、歴史的建築物保存・活用推進事業、細街路対策事業 など	738,995 千円
府支出金		建物管理	
民間建築物の耐震化対策に係る府の補助金 など	150,445 千円	市有建築物の維持修繕	291,000 千円
財産収入		交通政策	
土地貸付収入、不動産売払収入など	282,637 千円	「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進、京都未来交通イノベーション研究機構（仮称）の設立及び運営 など	549,365 千円
繰入金		住宅政策	
市営住宅の修繕、既存住宅の省エネルギーリフォーム等支援事業に係る基金からの繰入金 など	677,906 千円	既存住宅の省エネルギーリフォーム等支援事業、あんぜん住宅改善資金融資制度、地域優良賃貸住宅供給促進事業など	1,911,892 千円
諸収入		住宅管理	
あんぜん住宅改善資金融資制度、屋外広告物適正化促進融資制度に係る預託金収入 など	1,118,398 千円	市営住宅の管理	4,256,428 千円
市債		住環境整備	
崇仁塩小路高倉新3棟（仮称）建設工事、歴史的風土特別保存地区内等の土地の買入れに係る市債収入など	1,621,000 千円	市営住宅改善事業、住宅地区改良事業、住宅市街地総合整備事業	3,113,116 千円
		計画総務	
		御池地下街・地下駐車場建設資金補助、洛西ニュータウン維持管理・整備事業、基金積立金 など	1,347,609 千円
合 計	12,701,000 千円	合 計	14,035,000 千円